

「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(案)」に関するパブリックコメントを募集します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)第6条に規定する一般廃棄物処理計画に基づく生活排水処理基本計画に位置付けられ生活排水処理のための政策や財政上の措置などの適用に必要な計画が「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(案)」です。

現在、松阪市では令和7年度末で計画期間が終了する「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(案)」を改定し令和8年度から令和17年度の10ヶ年計画として作成しています。

つきましては、新しい「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(案)」に対する市民の皆様からのご意見を募集します。

●意見の募集期間

令和8年2月16日(月)から令和8年3月2日(月)まで【必着】

●意見を提出できる方

市内に居住している方、市内の事務所や学校などに通勤・通学している方、市内に事務所などがある企業および団体等、パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有する方。

●資料の閲覧方法

松阪市ホームページにて資料を閲覧およびダウンロードできます。

また、松阪市役所経営企画課(市役所4階)、各地域振興局において資料の閲覧ができます。(土・日・祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで)

●意見の提出方法

住所、氏名(団体名)、電話番号、意見を裏面にご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送、FAXまたは電子メールにて提出してください。

●注意事項

- ・住所、氏名は必ずご記入ください。
- ・意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるように、ページと何行目かを記入してください。
- ・いただいたご意見の概要およびご意見に対する考え方を、後日、市のホームページ等で公表します。(氏名、住所等は公表いたしません。)
- ・また、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

●問い合わせ・提出先 松阪市 環境生活部 環境課 保全係 TEL 0598-53-4066

<締め切り> 令和8年3月2日(月) 必着

<提出方法> ○郵送の場合 〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地1

松阪市 環境生活部 環境課 保全係 宛

○FAXの場合 FAX番号:0598-26-4322

○電子メールの場合 メールアドレス:kan.div@city.matsusaka.mie.jp

※件名に「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(案)に対する意見」と記入してください。

○ご持参の場合 松阪市役所 環境生活部 環境課 保全係(市役所第4別棟)

(土、日、祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで)